

時間外手当、割増賃金等支払い証明書 兼 休日（出勤扱・振替）証明書
（建技様式第 3 号別紙 4）の語句の説明

給与形態

- 完全月給制・・・1か月単位で賃金が固定されている。遅刻・早退・欠勤があっても減給はない。
- 日給月給制・・・給与の月額があらかじめ決められており、欠勤・遅刻・欠勤をした場合は、その分が差し引かれる。
- 日給制・・・給与が1日単位で決められており、働いた日数分の給与が支払われる。
- 時給制・・・給与が時間単位で決められており、働いた時間数分の給与が支払われる。

「振替休日」と「代休」の違い

- 振替休日 ⇒ 法定休日を他の勤務日にあらかじめ交換して労働させ、事前又は事後に休日を与えた場合。
 - 代休 ⇒ 勤務日の振替を（交換）を行わずに法定休日に労働させ、事後に代休を与えた場合。
- ※ 振替休日・代休は出勤簿に明記しましょう

「法定休日」と「法定外休日」

- 法定休日とは・・・労働基準法で定められた休日のこと。
 週に1日もしくは4週に4日の休日を与えることが義務付けられている最低限の休日。
 就業規則等に定められていない場合は日曜日
- 法定外休日（所定休日）とは・・・会社が独自に決められる休日。

項目	振替休日 (休日と労働日を事前に交換する)	代休 (休日労働をした事後に 他の労働日を休日に変更)
どんな場合に 行われるか	36 協定（使用者が労働者に対し、原則 1 日 8 時間 週 40 時間 週 1 日の法定休日を超えて労働させる場合に締結する労使協定）が締結されていない場合などに、休日労働をさせる必要が生じたとき。	休日労働をさせた場合に、その代償として他の労働日を休日とするとき。
行われる場合 の要件	就業規則に振替休日の規定があること。 振替休日を特定すること。 振替休日は、できるだけ近接した日が望ましい。 振替は前日までに通知すること。	代休自体は任意に与えることができますが、法定休日労働の場合には、36 協定が必要。
振替後の日 又は代休の指定	あらかじめ使用者が指定する。	使用者が指定することもあるし、労働者の申請によって与えることもある。
賃金	振替休日が同一週の場合、休日出勤日については通常の賃金を支払えばよく、振替休日に賃金を支払う必要はありません ※振替休日により働いた日を含む週の労働時間が週法定労働時間を超えた場合には、この部分については時間外労働になるので、割増賃金の支払いが必要。 この場合は時間外労働の 36 協定が必要。	休日の出勤日については割増賃金を支払わなければいけない。

振替休日取得の場合

通常の勤務形態													
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
法定休日	8時間労働	8時間労働	8時間労働	8時間労働	8時間労働	所定休日	法定休日	8時間労働	8時間労働	8時間労働	8時間労働	8時間労働	所定休日
週 40 時間							週 40 時間						

同一週で振替休日を取得した場合													
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
法定休日(8H)を受講	振替休日(8H)取得	8時間労働	8時間労働	8時間労働	8時間労働	所定休日	法定休日	8時間労働	8時間労働	8時間労働	8時間労働	8時間労働	所定休日
週 40 時間							週 40 時間						
1日の休日を2日の月曜日に振り替えた場合、1日から始まる週は振り替え前と同様40時間なので割増賃金の支払い義務は発生しない。													

週をまたいで振替休日を取得した場合													
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
法定休日(8H)を受講	8時間労働	8時間労働	8時間労働	8時間労働	8時間労働	所定休日	法定休日	振替休日(8H)取得	8時間労働	8時間労働	8時間労働	8時間労働	所定休日
週 48 時間							週 32 時間						
週 40 時間を超えるため、8時間分の割増賃金(25%)の支払いが必要。													

所定労働時間を超えて受講した場合は、時間外労働の割増賃金の支払いが必要となります。

法定休日の場合⇒1時間当たりの賃金×1.35×超過時間

法定外休日の場合⇒1時間当たりの賃金×1.25×超過時間

代休取得の場合

通常の勤務形態													
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
法定休日	8時間労働	8時間労働	8時間労働	8時間労働	8時間労働	所定休日	法定休日	8時間労働	8時間労働	8時間労働	8時間労働	8時間労働	所定休日
週 40 時間							週 40 時間						

代休を取得した場合													
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
法定休日(8H)を受講	8時間労働	8時間労働	8時間労働	8時間労働	8時間労働	所定休日	法定休日	8時間労働(代休取得)	8時間労働	8時間労働	8時間労働	8時間労働	所定休日
週 48 時間							週 32 時間						
							代休取得の場合、 8時間分の割増賃金の支払いが必要。 (法定休日については35%、 法定外休日については25%)						

所定労働時間を超えて受講した場合は、時間外労働の割増賃金の支払いが必要となります。

法定休日の場合⇒1時間当たりの賃金×1.35×超過時間

法定外休日の場合⇒1時間当たりの賃金×1.25×超過時間

※ 振替休日・代休を取得せずに休日出勤とした場合には、下記の支払いが必要です。

法定休日の場合 ⇒1時間当たりの賃金×1.35×時間

法定外休日の場合⇒1時間当たりの賃金×1.25×時間